

公募設置等指針等に関する質問への回答

| No. | 資料該当箇所 | 質問 | 回答 |
|-----|-------------------------|---|---|
| 1 | 指針. p20 第3章 1. (1) ④ | 特定公園施設の設計について、「類似施設の設計業務の実績を有していること」とあるが、公募対象公園施設の設計については記載がないが、実績は不要と考えてよいのか。 | 公募対象公園施設の設計業務は、実績不要とします。 |
| 2 | 様式 3-2、様式 3-4 | 様式 3-4 に記載する構成団体は全て様式 3-2 に記載する必要があるのか。 | 様式 3-4 に記載する構成団体は全て、様式 3-2 に記載してください。 |
| 3 | 様式 3-4 | 構成団体以外の各業務を行うにあたり協力してもらった団体についてはどのように記載すればよいか。 | 協力団体については、任意様式にて、どの業務に協力いただくのか記載してください。 |
| 4 | 指針 p7 第1章 4 | 整備した駐車場を機械管理する場合、機械代金と管理機器設置工事費は特定公園施設の整備費用に含まれるのか。 | 特定公園施設の整備費用としてみなせます。 ※費用負担の詳細な協議につきましては事業者選定後の設計協議の中でさせていただきます。 |
| 5 | 同上 | 整備した駐車場に必要な看板類は、利用増進施設として認定計画提出者の費用負担になるのか。それとも、駐車場整備費として特定公園施設に含まれるのか。 考えられる看板類は、約款、料金看板、利用案内看板、満空表示灯などがある。 | 駐車場の付属物としてみなせれば、特定公園施設の費用に含まれます。お示しいただいた看板については含まれると考えます。 ※費用負担の詳細な協議につきましては事業者選定後の設計協議の中でさせていただきます。 |